

## バンコク気候会議ハイライト

2012年8月30日木曜日

AWG-LCA、AWG-KP、ADPの非公式追加会合が、タイのバンコクで開会された。AWG-KPコンタクトグループは午前中に会合を開いた。AWG-LCAの下では、午前と午後、REDD+関係の資金の規則、手順など結果ベースの行動の全面実施のための資金オプションに関するワークショップが開催された。午後、ADPビジョンに関するADPワークストリーム1ラウンドテーブルが開催された。AWG-LCAコンタクトグループは、午後に会合を開き、適応と技術について議論したほか、共有ビジョンに関する非公式グループも会合を開いた。AWG-KPの数値/文書に関するスピノフグループは午後に会合した。

### AWG-KP

**プレナリー：**開会にあたり、AWG-KP議長のMadeleine Diouf (セネガル)は、保留問題での進展を図るよう締約国に勧めた、この問題には次のものが含まれる：京都議定書第2約束期間の長さ；排出制限、削減の数量目標 (QELROs)；割当量単位(AAUs)の繰越の影響；第2約束期間に参加しない締約国のメカニズムへのアクセス；第1約束期間から第2約束期間へのスムーズな移行を確保するための法律上の問題。

**コンタクトグループ：**アルジェリアはG-77/中国に代わり発言し、附属書I 締約国に対し、野心レベルの引き上げを勧め、QELROsを提示していない締約国に対し、提示を促した。韓国はEIGの立場で発言し、8年間の第2約束期間への支持を表明し、QELROsの中間レビューと柔軟なプロセスを保持する必要があると強調した。

EUは、第2約束期間は「ダーバンパッケージ」の1部に過ぎないと強調し、8年間の第2約束期間を支持し、締約国の約束に関する野心レベルを、AWG-LCAの下でのレビュープロセスにならひ、2015年にレビューするよう提案した。

ナウルはAOSISの立場で発言し、会計上のごまかしや条件付けなど「見せかけ (window dressing)」に対する懸念を提起し、5年間の約束期間を支持した。

スワジランドはアフリカグループの立場で発言し、野心レベルの引き上げ、5年間の約束期間、余剰AAUsの繰越問題の速やかな解決、第2約束期間に入る（入らない？：訳者注）締約国に対する柔軟性メカニズムの制約を求めた。

ガンビアはLDCsの立場で発言し、ADPの下での新しい議定書の進展を図るため、AWG-KPの成功裡の終了を求め、5年間の第2約束期間を支持した。

サウジアラビアはアラブグループを代表して発言し、先進国が義務に法的拘束力を持たせ続けるよう求め、約束期間の間のギャップを回避するよう求めた。

ベネズエラはALBAの立場で発言し、先進国に対し、ドーハ会合で「明確かつ意味のある」第2約束期間を採択し、歴史責任を果たすよう求めた。

南アフリカはBASICを代表して発言し、現在のプレッジの野心レベル引き上げを求め、議定書改定案の採択がドーハ会合成功の「かなめ (cornerstone)」になると述べた。

フィリピンは「同じような考えをもつ途上国」グループを代表して発言し、プレッジベース手法の採用に警告し、集約システム、共通の会計方式と努力の比較可能性が必要であると強調した。

**数値/テキストスピノフグループ**：午後の非公式会議では、2件のプレゼンテーションが行われた。ウクライナは、QELROに関する自国の最近の提出文書について説明し、事務局は、「基本年に対する割合で示されたQELROsと排出絶対量レベル」に関するテクニカルペーパーを提示した。参加者は次の項目についても議論した：スピノフグループの担当範囲；繰越に関する提案の取りまとめ努力；QELROsとIPCCの範囲の関係；事務局の取りまとめ文書の位置付け。

## AWG-LCA

**プレナリー**：AWG-LCA議長のAysar Tayeb (サウジアラビア)は、非公式AWG-LCAプレナリーを開会し、このグループのバンコクでの課題には次のものが含まれると指摘した：実質的な審議を続け、必要となりうる他の決定書を探求し、ドーハ会合で最終決定すべきAWG-LCA成果の基本文章を作成する。同議長は、次の文書の作成を指摘した：BAPマנדートで提起された問題の概要を示し、その後の進捗を明記するマトリックス表；これらの問題に関する非公式覚書、これには多様な項目のそれぞれの議論の成熟レベルも反映する。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、AWG-LCAをドーハ会合で終了させるために決定書を追加する必要はないと述べた。同代表は、意見の一致が可能な分野を明らかにするよう求め、全ての未

解決の問題で意見の一致が得られるわけではないと指摘し、バンコク会合の結論としてどのような成果または文書を考えているかを問うた。

アルジェリアはG-77/中国の立場で発言し、次の項目の必要性を強調した：緩和と適応のバランス；野心引き上げを確保する資金、ただし公共部門の長期資金に重点を置き、途上国に資金負担を転換しない。EUは、AWG-LCAがドーハ会合で終了した時点で、個別の問題の議論を進展させる最も適切な組織をと主張し、これをADPに移行することを回避するよう主張した。同代表は、AWG-LCAの解散に関する決定でADPの進展を遅らせることがあってはならないと述べた。

スワジランドはアフリカグループの立場で発言し、ブレッジの経済全体排出削減目標への転換に関し、先進国から進展を始めるよう求め、LDCsの立場で発言したガンビアと共に、中期資金に関する明確な展望がないことへの懸念を表明した。エクアドルはALBAの立場で発言し、先進国の緩和はBAPからの重要な保留問題だと強調した。同代表は、共通するが差異のある責任の原則と相応の能力をこのグループの作業の主要要素と位置付け、このグループの決定書草案文書を検討するよう求めた。南アフリカはBASICの立場で発言し、衡平性や知的財産権(IPRs)、ユニラテラルな貿易措置など未解決の問題に焦点を当てた。エジプトはアラブグループの立場で発言し、次の項目を求めた：条約の原則の確認；BAPの効果のある実施；AWG-LCAで未完となる作業全ての今後の進め方の検討。

コンゴ民主共和国は、アルジェリア、アルゼンチン、ボリビア、中国、キューバ、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、インド、イラク、クウェート、マレーシア、ニカラグア、フィリピン、サウジアラビア、スリランカ、スーダン、タイ、ベネズエラの立場も合わせて発言し、ドーハでのAWG-LCAの終了は、BAPマンドートの全要素で合意が成立した場合にのみ行われるはずだと述べた。同代表は、次の項目を含める保留問題に焦点を当てた：歴史的責任、持続可能な開発およびIPRsに対するアクセスの衡平性など「内容要素 (contextual elements)」の共同の理解改善；第2約束期間の緩和野心の引き上げ；議定書の締約国でない国の努力の比較可能性確保。コスタリカは熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、市場メカニズムについて合意し、REDD+への投資を増加することが必要だと強調した。

ニカラグアはSICAの立場で発言し、BAPの全ての柱について合意に達することは、AWG-LCA終了の前提条件であるとし、特に長期資金および共有ビジョンに関係する保留問題を指摘した。

会合の閉会にあたり、AWG-LCA議長のTayebは、保留問題の解決方法について考えを書面にするよう参加者に求めた。

**AWG-LCAコンタクトグループ：適応：**AWG-LCA議長のTayebは、AWG-LCAコンタクトグループ会合を開会し、締約国に対し、「適応に関する行動強化」の非公式覚書を検討するよう求め、次のものなどボン会合で提起された枠組み要素や疑問点に注目した：適応支援；国家適応計画；条約の仲介者的役割の強化；強靭さを高めるための経済の多角化。同議長は、COP 13からSB 36に送られた適応に関する決定や行動を示すマトリックス表を提出した。

アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、LDCsの立場で発言したバングラデシュ、その他と共に、適応の実施方法を強化する必要があると指摘した。ボリビアは多数の国の立場も代表して発言し、適応行動の実施にインセンティブを提供する方法、および適応に関する行動強化の実施を一貫性のある形で推進する方法に関するワークショップをSB 38と平行して行う方法について、関連する条約組織やその他と共に提案書を作成するため、常設委員会と協力して、適応委員会を通すプロセスの設置を提案した。

ナウルはAOSISの立場で発言し、災害リスク管理および気候変動の適応を合同で実施するよう求め、国レベルの制度の強化が必要だと強調した。

ノルウェーは、適応に関する作業を支援し、その基となる関連の決定書を指摘した。米国は、適応委員会などの関連のメカニズムが設置されていると指摘し、ただし、このメカニズムがどう作用するかについては懸念があると指摘した。同代表は、実施方法は資金グループで検討されていると指摘した。議論が続けられる。

**技術：**AWG-LCA議長のTayebは、「技術開発および技術移転に関する行動強化」と題する非公式覚書を提出した、この覚書には次のものが含まれる：枠組み要素、気候技術センター・ネットワーク (CTCN)および技術執行委員会(TEC)の機能、資金メカニズムおよび他の題目別組織とのリンク。同議長は、BAPの採択以降の技術関連決定書のマトリックス表も提出した。その後の議論の中で、締約国は、特に次の点に関し、それぞれの意見を述べた：TECとCTCNの関係；これら新しい組織の機能とマンデート；ダーバンで決定されたものを超える問題についても議論する必要性；ドーハ会合で必要な決定書の範囲；UNFCCCにおいてIPR問題を議論するかどうか。

**会合期間中ワークショップ：資金の規則および手順などREDD+に関係する結果ベース行動の全面实施を目的とする資金オプション：**このワークショップの進行役はYaw Osafo (ガーナ)が務めた。

**全体プレゼンテーション：**事務局は、REDD+の結果ベース行動への資金供与の規則および手順に関するテクニカルペーパー (FCCC/TP/2012/3)を提出した。

**技術的プレゼンテーション：**パプアニューギニアは熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、新しい市場ベースメカニズムの主要要素を提示した、それは：REDD+活動の資金フェーズ3のみを想定された；適切な国家規模；国内の参照レベルを事前に定義し、相応する排出枠が発行されるという「ハイブリッド」の取引方法を伴う。

ブラジルは、各国の優先策に応じた活動支援のため、自治権の発揮を可能にし、環境の十全性も可能にする、単純で透明性のある手法の例として、アマゾン基金について説明した。同代表は、REDD+の資金供与について、他の緩和分野に配慮し、不適當な技術面の要求を避けるよう提案し、適切な市場メカニズム手法にはオフセットメカニズムは含まれないと強調した。

ボリビアは、同国において、「母なる大地と生命の健全な発展に関する法律」が最近可決されたと強調し、この法律により、森林の健全かつ持続可能な管理のための緩和と適応合同のメカニズムが設置されると述べた。同代表は、このメカニズムは事前の資金供与が基本であるとし、特に次の点を提案した：このメカニズムのためのGCFの窓口創設；SBSTAの指導の下での専門家諮問グループの設置。

スーダンもLDCsの立場で発言し、REDD+実施では公共部門の資金を主な資金源にすべきだと述べ、次の必要性を強調した：社会経済発展の概念の下でREDD+を議論する；炭素以外の便益および各国の実施上のリスクにも適切な配慮をする。

インドネシアは、REDD+の異なるフェーズでは別々な資金オプションを策定し、早期開始資金と長期資金のギャップを埋めることも含めるよう求めた。同代表は、REDD+の枠組は検証可能な排出削減以上の多数の便益を提供すべきだと強調した。

米国は、可能性ある資金ツールの概要を紹介した、この中には次のものが含まれる：助成金や融資など、事前のまたは事後の資金供与；商業上のリスクおよび政治リスクのための保険など、リスク軽減ツール。メキシコは、コロンビア、コスタリカ、ホンジュラスの立場も代表して発言し、REDD+の国内資金アレンジの要素について説明し、二酸化炭素1トンに相当する REDD+ユニットという概念を提案し、これは次の項目に基づき発行されるべきだと述べた：MRVを受けた行動；確立された森林の参照レベル；セーフガード情報システム；国内REDD+レジストリ。

フィリピンとスイスは、REDD+のセーフガードに合わせた結果ベース行動の全面実施に対し、資金を提供する枠組みでは、国内の経験の情報提供を確保するよう強調した。

**詳細の議論：**参加者は、資金供与オプション、資金源と関係行動を可能にする条件、結果ベースの行動の全面実施に対する資金の規模を拡大するために必要な配慮について議論した。一部の締約国は特に次の点に

注目した：REDD+のフェーズ1および2に参加する諸国では、公共資金を行動をとれるようにする主な条件とすべき；REDD+のフェーズ3では、リーケージ、追加性、国内の能力および適切な国家統治枠組みが重要である。ある締約国は、決定書2/CP.17 (AWG-LCAの作業成果)の中に、基本的要素は既に定められているとし、これには国内戦略または計画、モニタリングシステム、国内参照レベル、セーフガードに関する情報提供システムが含まれると述べた。

その後、REDD+投資での民間部門の役割について議論した、特にそのような投資に対するインセンティブをUNFCCCの下で開発できるようにする条件について議論した。多数の締約国が、民間部門にプラスのシグナルを送るには排出削減目標の野心レベル引き上げが必要だと強調した。一部の者は、次の点を強調した：炭素の価格付け；投資の予見可能性の確保とこれを可能にする規制環境；民間部門のパートナーシップ推進；規則および手法論の更なる明確化。多数の途上国が、REDD+の資金供与で民間部門が役割を負っても、附属書I締約国の資金提供義務にとってかわるわけではなく、公共資金に代わるわけでもないと強調した。他の提案には次のものが含まれる：国内プログラムに焦点を当てる；途上国政府の民間部門との取引に対するインセンティブを提供する；民間部門の参加推進のため、社会、環境、統治上のセーフガードを設ける。

締約国はこれに続いて、結果ベースREDD+行動の全面実施に対する資金枠組みの要素について議論し、政策面、ガバナンスと制度上の必要条件、検証された排出削減量を超えるREDD+行動および活動関係に対する支払い、他の資金オプションおよび制度とのリンクに焦点を当てた。

他の主要要素の議論では、次の必要性も論じられた：GCFの下でのREDD+窓口の確保；UNFCCCの下でのREDD+統治組織の調整メカニズム；国内レジストリと国際レジストリのリンク推進。締約国は炭素以外の便益を与える活動についても議論した。

## ADP

**プレナリー：**ADP共同議長のHarald Dovlandは、ADP非公式プレナリーを開会し、この1週間の作業はADPの作業および野心という2つのワークストリームに関するラウンドテーブル会合の形で行われると指摘した。同議長は、ラウンドテーブルは、相互作用が強く、忌憚のない議論を推進し、具体的なアイデアを出せる特性があると強調した。

G-77/中国は、ダーバンプラットフォームについて次のように述べた：緩和と適応、実施方法との強力な結び付きを確保しなければならない；衡平性とCBDRの原則を含める。スイスはEIGの立場で発言し、ドーハ会合では、2015年までの作業計画を設定する必要がある、これにはマイルストーンも含めると述べた。

アフリカグループは、炭素市場の利用制限を支持し、その他の措置の中でも技術移転の会計規則とプロセスを確立する必要があると強調した。オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、支援は既存のメカニズムを通して提供されるべきだと述べ、全ての締約国に適用される法的拘束力のある体制を求め、21世紀の現実に合わせて、既存の体制を更新する必要があると強調した。

ナウルはAOSISの立場で発言し、SIDSでの気候変動影響においては、適応が十分な解決策となりうるかどうか、GCFがそのような措置に対し支払う能力があるかどうかを問い、ADPの下では緩和を優先するよう求めた。同代表は、原則に関する別なラウンドテーブルに反対し、原則は2つのワークストリームの作業の指針となるはずだと指摘した。

ドミニカ共和国は熱帯雨林諸国連合の立場で発言し、野心のギャップを埋めるには、将来の気候体制にREDD+メカニズムを入れる必要があると述べた。南アフリカはBASICの立場で発言し、ADPの成果は、条約の全ての原則、特にCBDRと衡平性に完全に則るものであるべきだと強調した。

アルゼンチンは、アルジェリア、ボリビア、中国、キューバ、コンゴ民主共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、インド、クウェート、マレーシア、マリ、ニカラグア、パキスタン、フィリピン、サウジアラビア、スリランカ、スーダン、タイ、ベネズエラの立場も代表して発言し、全てのADPの作業は条約の下で行われ、条約の原則を守る必要があると繰り返し発言し、適用の普遍性は適用の同一性ではないと述べた。同代表は、ADPを、先進国が条約の下での法的拘束力のある約束の「船から逃げる (jump ship)」手段にしてはならないと述べた。同代表は、他のAWGsでまだ検討が進められている問題について、これらAWGsがそれぞれの作業の結論書をまとめるまで、ADPは、これらの問題に関する実質的な作業を開始してはならないと述べた。EUは、ポスト2020年枠組に条約の原則をどう適用するか議論する必要があると強調し、これにより全ての締約国が約束を有し、今後の作業は全て2つのワークストリームに沿って行われるべきだと強調した。ボリビアはALBAの立場で発言し、先進国に対し、自国の歴史責任を全うするよう求めた。ニカラグアはSICAの立場で発言し、ADPの作業にはBAPの全ての柱が含まれるべきだと述べた。

シンガポールは、先進国に対し、ユニラテラルな措置をとることは控えるよう求め、国情を認識し、これに合わせるよう求めた。

気候行動ネットワークは、次のことを求めた：MRVにおけるCBDRについての合意；世界的努力での公平な責任分担のためのオプションを有するADP作業計画。気候正義ネットワークは、緩和行動の負担を貧者に転嫁することに懸念を表明し、ADPの作業が他の作業部会で行われている交渉に予見を与えることがあってはならないと述べた。

**ラウンドテーブル：**ADP共同議長のJayant Moreshwar Mauskar (インド)は、ワークストリーム1のADPラウンドテーブル参加者に対し、次の点を議論するよう求めた：ADPの作業の主な外枠および要素に関するビジョン；これを実現するため、現在から2015年の間までに必要な作業、特に2013年で必要な作業。

ナウルはAOSISの立場で発言し、適応措置が産業革命前比で1.5°Cの気温上昇に対応するかそれとも3°C以上の上昇に対応するはずかを決定すべく、2020年までの緩和面のギャップを埋めるよう求めた。

中国は、先進国の排出削減約束をさらに高め、開発途上締約国への資金および技術の提供を増やす形で、2020年までの緩和のギャップを埋めるよう求めた。

シンガポールは、各国の「3つのCs」、すなわち国により異なる内容、制約条件、貢献度を考えるよう求めた。

ボリビアは、現在の京都議定書の締約国による排出削減を確保するため、これら諸国に対する遵守システムを求め、公平性と開発の権利を強調した。EUは、全ての締約国が約束を持つ、条約の下での新しい議定書を支持した。同代表は、条約の原則が適用されるとの内容は既に変更されており、緩和を新しい合意の中心にすべきだと強調した。

グレナダは、新しい議定書を支持し、決定書1/CP.17の解釈が多種多様であることを認めた。同代表は、全てのBAPの柱を扱い、緩和のギャップを閉ざし、野心を引き上げることを強調した。日本は、全ての締約国への適用可能性、永続的で柔軟性があり、ダイナミックな構造を強調した。同代表は、各国の国情への配慮を支持した。同代表は、現在から2015年までの作業について、ドーハ会合において、将来枠組の要素について話し合う会合期間中ワークショップまたは閣僚ラウンドテーブル会合を開催し、多様な利害関係者が参加するブレインストーミング会合を開催するよう提案し、2013年には一般的な議論からより構造的な議論に移すよう提案した。

スイスは、ポスト2020年の気候体制に焦点を当てても、2020年までの野心レベルの問題解決の重要性が減るわけではないとコメントし、参加者に対し、2つのADPワークストリームを、相互に支え合うものとするよう求めた。同代表は、ADPに対し、野心的で公平、経済や社会のダイナミクスを反映し、投資家に低炭素な将来を保証する、効果の高いポスト2020年体制に向け前進することを求めた。

フィリピンは、ADPの両ワークストリームでの一貫性、資金や技術そしてキャパシティビルディングでの統合手法、UNFCCCの優位性再確認が重要であると強調した。

**廊下にて**



バンコクのUNESCAPビルの大きな内部に入った参加者は、ドーハでのCOP会合までに残された少ない交渉日数を最大限いかそうと、到着するなり、平行して行われる多数の議論やイベントに参加すべく、真剣に取り組み始めた。

参加者の感覚や期待感はまちまちであり、一部の途上国の参加者は、AWG-LCAとAWG-KPが満足のかゆく形で作業を終えるまでは、ADPの議論を本当に「飛び立たせる (take flight)」わけにはいかないと指摘し、バリでの約束が現実になることはないのではないかと恐れていた。あるものは、「新しい合意は約束であって、事実ではない。パラシュート提供の約束だけで、パラシュートなしに他のものを飛行機から飛び出させるわけにはいかない。」と述べた。

別なものは、同じ考えを持つ諸国グループが多種多様に集まり、特定の問題について意見を述べるのが多くなっているとコメントし、これはおそらく、あるベテランオブザーバーが指摘したとおり、「実施に向けた議論が進展するにつれ、途上国の間でも立場の差異化が進んできた」ことを示している。

多忙な一日を終えた後のレセプションでくつろぐ参加者の中には、ちょっとした手厳しいユーモアに逃げるものもいた。天然ガス（輸入）の利用削減を計画しつつも、（国内の）石炭利用を増やす計画をしているある国が、その間ずっと低炭素な経済戦略を開発し続けていると彼らは指摘した。

**GISPRI 仮訳**

---

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Asheline Appleton, Leila Mead, Delia Paul, Eugenia Recio, Mihaela Secieru and Antto Vihma, Ph.D. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the European Commission (DG-ENV), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), and the Government of Australia. General Support for the Bulletin during 2012 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022, USA. The ENB Team at the Bangkok Climate Change Conference - August 2012 can be contacted by e-mail at <asheline@iisd.org>.